

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例  
の一部改正について

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例

熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ウ中「704,000人」を「719,000人」に改める。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

（提出理由）

熊本市水道事業の第6次拡張事業に係る計画の見直しに伴う水道事業の給水人口の変更をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。